

## 愛知県ホームレス緊急一時宿泊事業実施要綱

### (目的)

第1条 解雇や派遣労働者の雇い止め等によるホームレスの増加に対応するため、旅館等の借り上げによる緊急一時的な宿泊施設を提供し、愛知県ホームレス巡回相談員(以下「巡回相談員」という。)による就労自立に向けた支援を行うとともに、就労が定着できるよう、就労自立後も継続的な訪問等による相談支援を行うこととする。

### (対象者)

第2条 町村の区域に起居するホームレス又はホームレスになるおそれのある者で、当該町村を所管する県福祉事務所長(以下「事務所長」という。)が、緊急一時的に宿泊施設の利用を必要と認めた者(以下「対象者」という。)とする。

### (宿泊施設)

第3条 宿泊する施設は、前条に規定する対象者を受け入れることに協力が得られた旅館等の宿泊及び食事等を提供する施設(以下「宿泊施設」という。)であって、事務所長が決定するものとする。

### (巡回相談員の派遣)

第4条 事務所長は、対象者の宿泊を決定後速やかに県健康福祉部地域福祉課長(以下「地域福祉課長」という。)あてに、巡回相談員派遣依頼書(様式第1)により、対象者の自立に向けた相談支援を行うために巡回相談員の派遣依頼を行うこととする。

2 地域福祉課長は、前項の依頼書を受けた場合は、速やかに巡回相談員の派遣について、当該事務所長へ回答書(様式第2)により回答することとする。

### (宿泊期間)

第5条 宿泊期間は、原則として14泊以内とする。ただし、特別の事情がある場合には延長することができる。

### (宿泊の中止)

第6条 事務所長は、次の場合には宿泊を中止することができる。

- (1) 利用者が飲酒や暴力行為などにより、宿泊施設に迷惑を及ぼした場合
- (2) 利用者が宿泊施設の定める規則等を遵守しない場合
- (3) 利用者が県福祉事務所職員及び巡回相談員の相談支援を受け入れない場合
- (4) 利用者に生活保護の支給決定がされた場合(ただし、医療扶助のみを除く)
- (5) その他、事務所長が宿泊を中止する必要があると認めた場合

### (宿泊利用料)

第7条 宿泊利用料は、1人1泊あたり6,500円以内とする。

2 宿泊利用料には、原則として3食が含まれるものとする。

### (宿泊利用料の支払方法)

第8条 宿泊施設は、対象者が利用後に宿泊提供実績報告書(兼請求書)(様式第3)(以下「報告書」という。)を、依頼のあった事務所に提出するものとする。

2 事務所長は、前項による報告書を受理したときは、その内容を審査・確認し、適正と認められた場合は、宿泊費用として、宿泊利用料を宿泊施設へ支払うものとする。

(結果報告)

第 9 条 事務所長は、当該事業が終了した結果状況について、緊急一時宿泊事業結果状況報告書（様式第 4）により、地域福祉課長へ報告するものとする。

(雑 則)

第 10 条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 10 月 14 日から施行する。